

令和7年度 第3回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

報告事項（2）大牟田市地域公共交通利便増進実施計画の作成について

＜目次＞

1. 地域公共交通利便増進実施計画策定の背景	1
2. 地域公共交通利便増進実施計画とは	2
3. 他自治体の計画作成事例	3
4. 今後のスケジュール	5

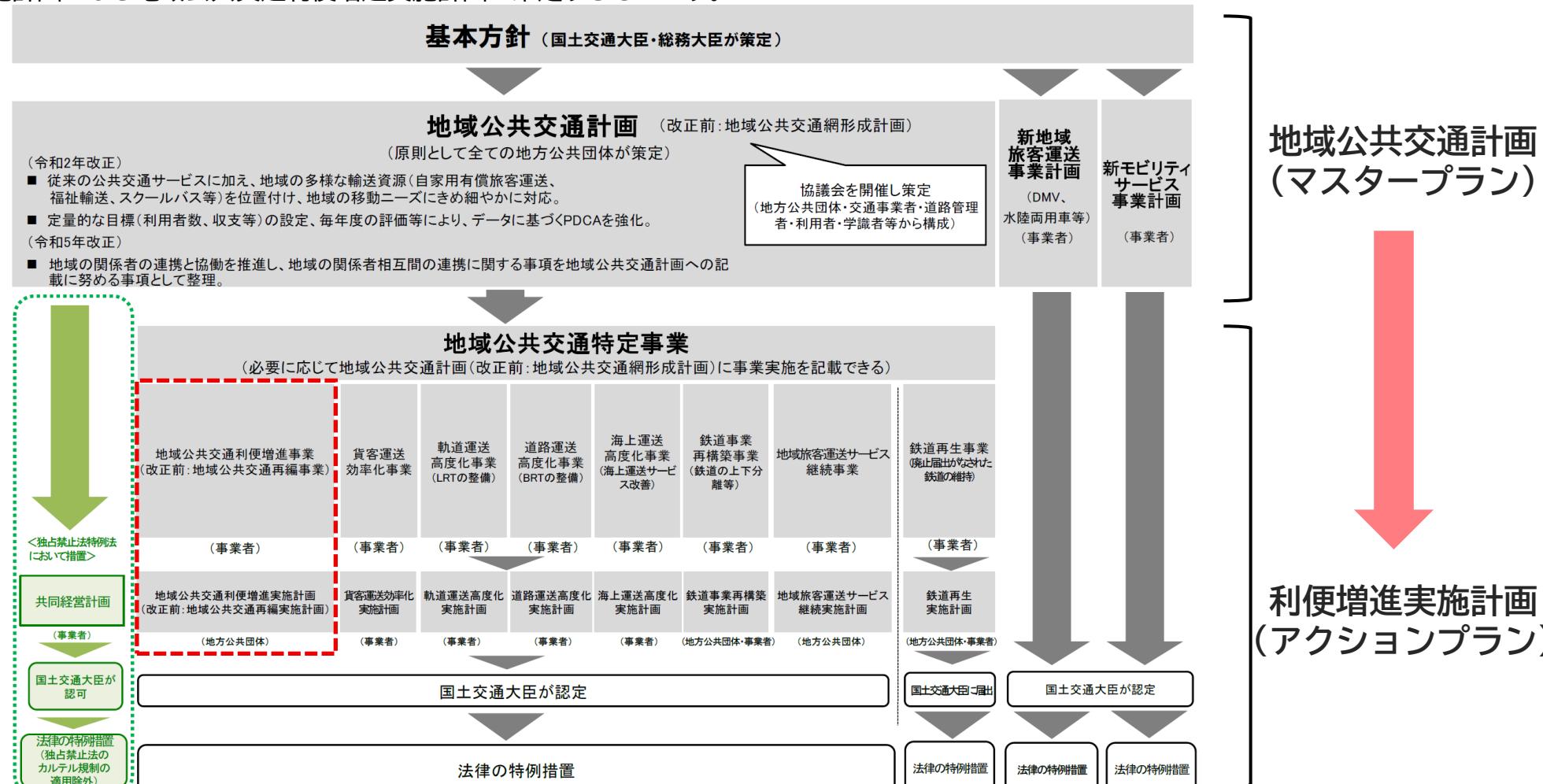
令和8年1月27日
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

1. 地域公共交通利便増進実施計画策定の背景

本市においては、公共交通の指針として、平成30年3月に「大牟田市地域公共交通網形成計画」、令和5年3月にその改訂版である「大牟田市地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の維持・確保に向けた事業を進めているところです。

今後も、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するためには、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することが重要になります。

のことから、地域公共交通計画において、利用者の利便の増進を図るために実施する地域公共交通利便増進事業に関する事項を定め、その実施計画となる地域公共交通利便増進実施計画を策定するものです。



2. 地域公共交通利便増進実施計画とは

- ▶ 地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通ネットワークの再編や運賃・ダイヤの改善など、**利用者の利便性を向上させるための事業（地域公共交通利便増進事業）**を実施するための計画です。
- ▶ 計画の作成に当たっては、地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業の概要を定めた上で、その事業を実施しようとする者等の同意を得て、国土交通大臣へ認定申請することが可能となります。

策定の代表的なメリット（国土交通大臣の認定）

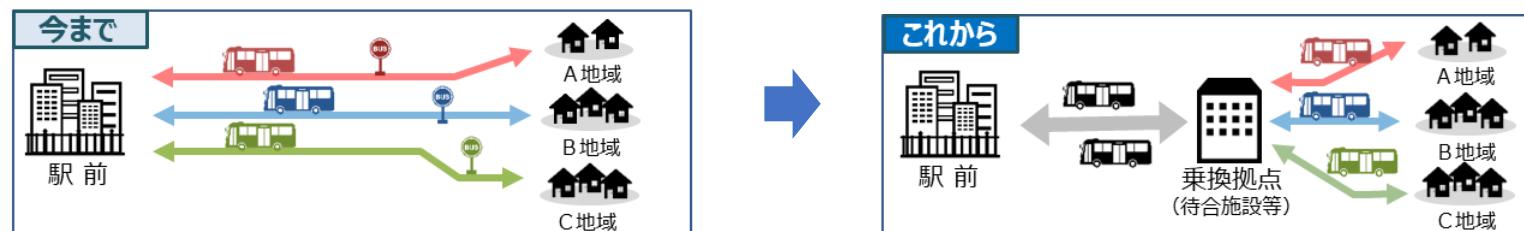
- ①手続きのワンストップ化：地域公共交通利便増進計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなる
- ②サービスの持続的な提供：公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する
- ③国庫補助金の活用等：地域公共交通確保維持改善事業の要件緩和や社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）等が活用可能

地域公共交通利便増進事業の例

■ 旅客鉄軌道、乗合バス、タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

«事業例»

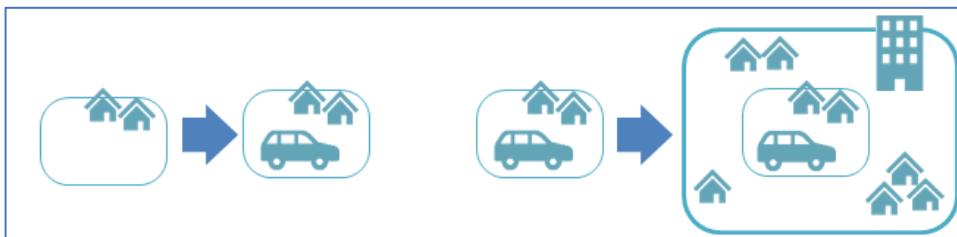
- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバス停の新設
- など



■ 自家用有償旅客運送の導入、又は路線もしくは区域の変更

«事業例»

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大
- など



宗像市地域公共交通利便増進実施計画

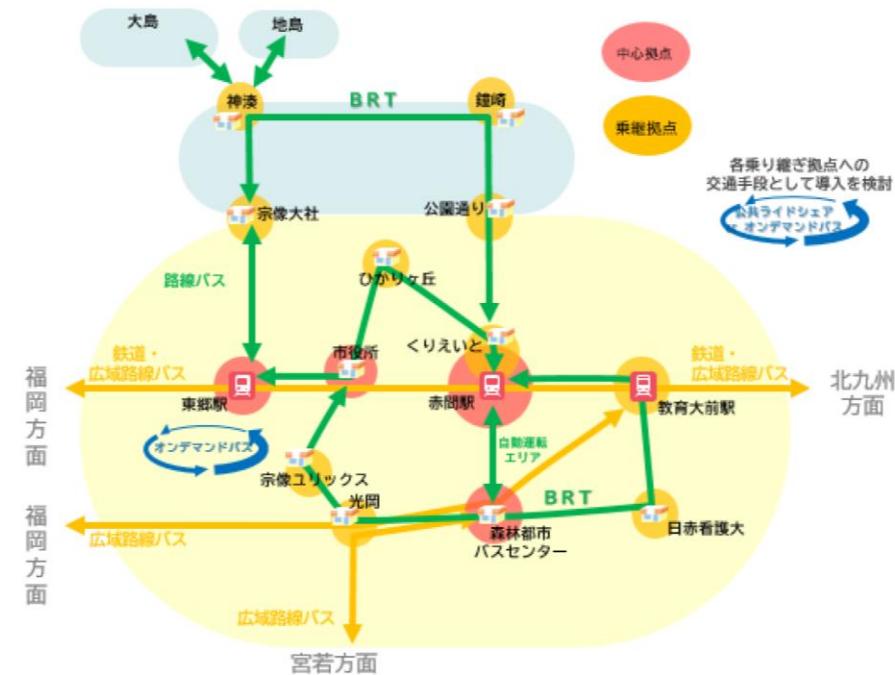
- 宗像市では、市民及び来訪者の多様な移動に対し、「広域交通」や「幹線交通」、「支線交通」等がそれぞれの役割に基づく階層性を持ち、「中心拠点」や「乗継拠点」で円滑に接続する、「ハブ＆スプーク型ネットワーク」の構築を目指している
- 利便増進事業（第1弾）として、市内を運行する「ふれあいバス」に通し運賃を設定し、乗り継ぎへの抵抗感を減らし、公共交通の利便性向上を図るとともに、乗継拠点における待合環境を整備する

利便増進事業の内容と効果

○「ふれあいバス」への通し運賃の設定



【通し運賃イメージ】
<現在>



宗像市の地域公共交通ネットワークの将来イメージ

・作成自治体
宗像市

・事業実施予定期間
令和7年度～
令和11年度

・事業実施区域
宗像市全域

荒尾市地域公共交通利便増進実施計画

- 令和5年10月の新病院開業に伴い、市内各地から新病院へアクセスしやすい公共交通ネットワークが求められている
- 市内で進展している新しいまちづくりとも連動した、効率的かつ利便性の高い公共交通網の構築を目指す

利便増進事業の内容と効果

○路線バスの再編

- 市内各路線の「有明医療センター」乗入れ

- 路線の統合、経路変更により、医療センターへのアクセスを確保
- 荒尾駅～バスセンター間の運行間隔の調整
- 需要に応じた運行回数への変更、一部区間の廃止

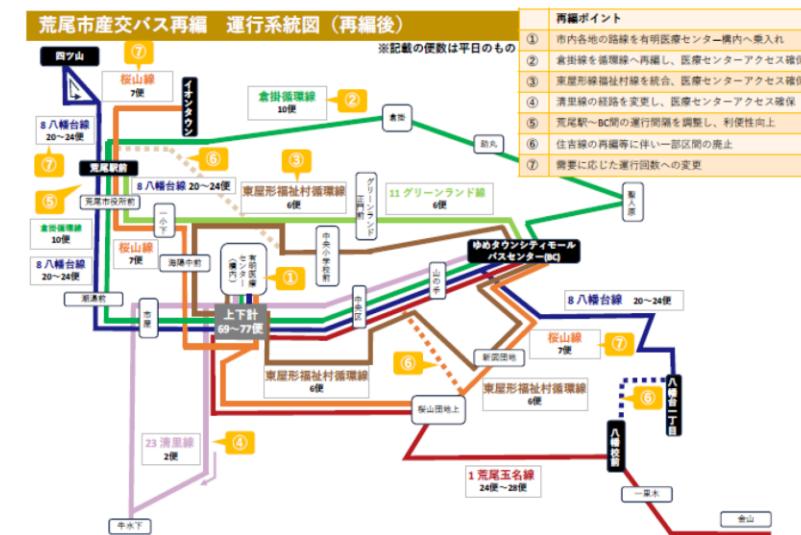
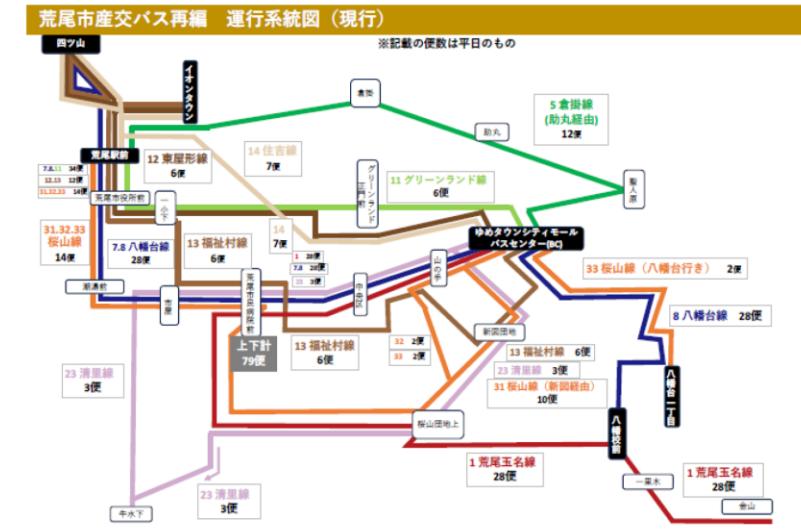
⇒・有明医療センターへのアクセス性向上

- 移動状況やニーズを踏まえた運行回数・ダイヤの設定による利便性の向上・サービス水準の適正化
- 長期的な公共交通ネットワークの維持・確保

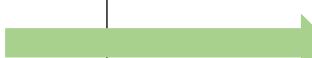
・作成自治体
荒尾市

・事業実施予定期間
令和6年度～
令和9年度

・事業実施区域
荒尾市全域



■今後のスケジュール

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
大牟田市地域公共交通計画	現計画 R5～R9年度				
	改訂(予定) R10年度～				3月 
大牟田市地域公共交通利便増進実施計画	R8～R9年度		9月 		
大牟田市地域公共交通活性化協議会	計画策定の説明	1月 			
	素案提案・協議	3月 			
	計画承認		6月 		
九州運輸局	提出		6月末 		
	承認		8月末 		
	改訂(予定) R10年度～				3月 